7　Summary

⑴　Contracting entity : Tatsuya Yamasoba, Director of Tokyo Teishin Hospital

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be required : About 1,922,000㎥ Gas to use in Tokyo Teishin Hospital

⑷　Delivery period : From 1 December 2025 through 30 November 2027

⑸　Delivery place : Tokyo Teishin Hospital

⑹　Time limit for tender : 10 : 00 AM 22 October 2025

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by Japan Post Holdings Co., Ltd for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.

⑻　Contact point for the notice : Takahiko Watanabe, Account Division, Tokyo Teishin Hospital, 14―23 Fujimi 2-chome Chiyoda-ku Tokyo 102―8798, Japan. TEL 03―5214―7153

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年８月28日

支出負担行為担当官

東京航空局長　大辻　　統

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○東空契第473号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事件名　東京国際空港非常用機器保管庫新築工事

⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港１丁目付近

⑷　工事内容等　本工事は、以下の施設の新築工事を実施するものである。

施設規模

鉄骨造　平屋建

建築面積：1,157.32㎡

延床面積：1,157.32㎡

高さ：7.341m

工事内容

建築工事：建築工事　一式、外構工事　一式

機械設備工事：機械設備工事　一式

電気設備工事：電気設備工事　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年１月15日まで

⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。

⑺　総合評価落札方式による実施　本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型）ＷＴＯ）により実施する。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

なお、本案件は、賃上げを実施する企業及びワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けている企業（ＷＬＢ推進企業）に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑻　契約後ＶＥ方式による実施　本案件は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　建設リサイクル法対象工事　本案件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　週休２日促進工事「完全週休２日（土日）Ｉ型方式」　本案件は、受注者が工事着手前に発注者と協議したうえで「完全週休２日（土日）」に取り組むことを指定する工事（月単位の週休２日及び通期の週休２日は必須）である。

⑾　入札時積算数量書活用方式の適用　本案件は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

⑿　生産性向上技術の活用　本工事は、受注者が入札時又は施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、航空局工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

2　競争参加資格

下記に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は当該条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年８月28日付公示）に示すところにより東京航空局長から本工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東京航空局における「建築工事業」に係る令和７・８年度国土交通省一般（指名）競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であり、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した経営事項評価点数（以下「点数」という。）が、1,100点以上であること（なお、特定ＪＶにより参加を希望する場合、代表者に係る点数が1,100点以上、代表者以外の構成員に係る点数が1,000点以上であること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和６年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し⑶の再認定を受けている者を除く。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑹　入札に参加しようとする者（共同企業体にあってはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細については入札説明書を参照。）。

⑼　次に掲げる工事の施工実績があること。

平成22年４月１日以降公告日までに元請として完成・引き渡しが完了した以下の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。

構造種別：鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

工事種別：建築物の新築又は増築工事（構造躯体を含む建築一式工事）

⑽　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。